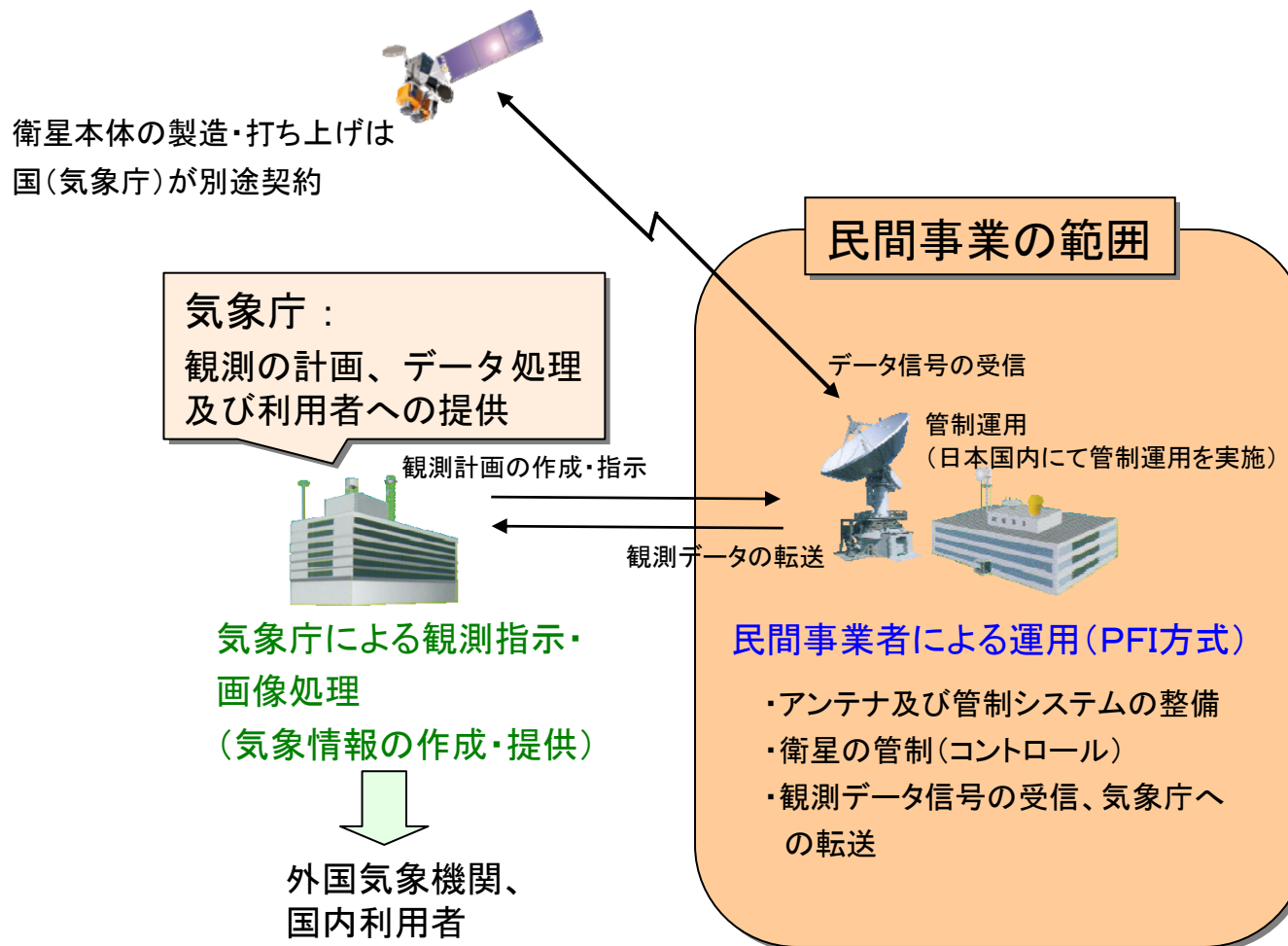


衛星運用のPFI導入に向けて

資料2

1. PFIの事業範囲

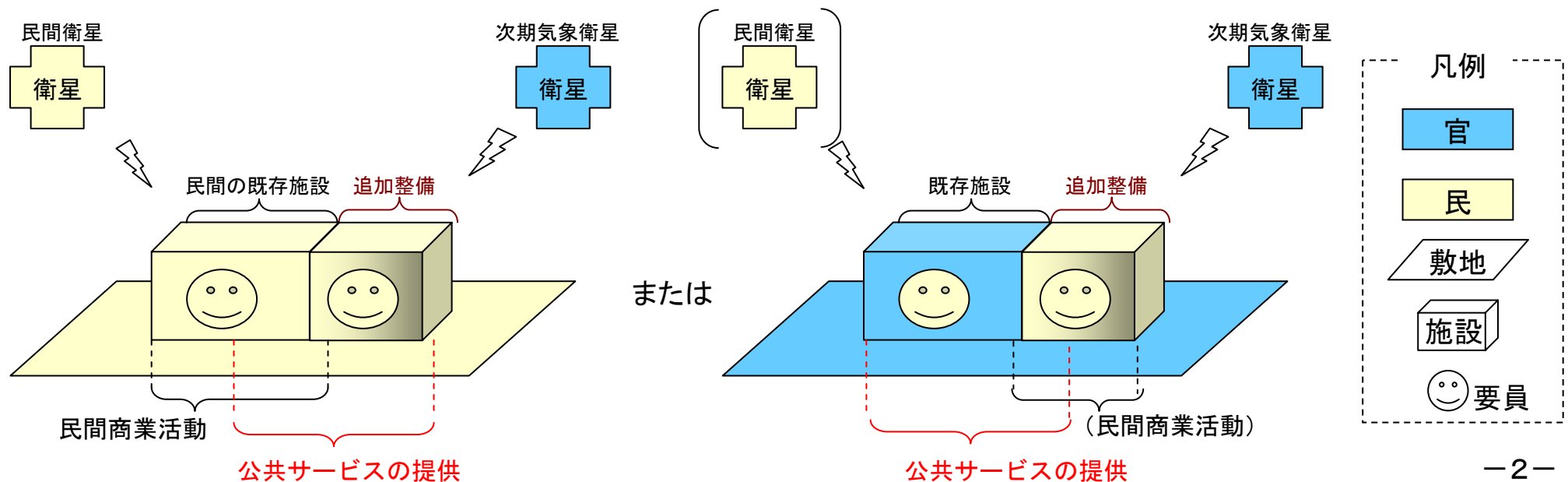
- 衛星本体の製造及び打ち上げは、別途、国(気象庁)が直轄で実施。
- 運用(運用に必要な地上局の整備を含む。)が、PFIの事業対象。



衛星運用のPFI導入に向けて

2. PFIの事業スキーム

- サービス購入型(衛星運用開始後に対価を支払い)とする。
- BOO方式(民間事業者の施設を有効活用して気象衛星を運用し、事業終了後に残存する施設はそのまま民間事業者のものとする。)。 ※ BOO: Build-Own-Operate
- 事業者に追加の敷地等が無い場合は、国の土地を貸与可能。その場合は、BOT方式またはBTO方式となる。 ※ BOT: Build-Operate-Transfer BTO: Build-Transfer-Operate
- 気象衛星の運用に必要な地上施設(アンテナ、処理システム等)は民間事業者において整備。ただし、気象衛星画像処理ソフトウェアは国(気象庁)から貸与。



衛星運用のPFI導入に向けて

3. VFMの試算

- 前回の懇談会の以降、予め想定される民間事業者へヒアリングを実施。
- 一定の条件の下でのVFM試算では、経費的メリットが現れる可能性。

※ VFM: Value for Money

4. 残された課題 ～今後に向けて～

今後、衛星運用のPFI導入に向けて、以下の事項についてさらなる精査を行うことが重要。

- 官民の適切なリスク分担及びリスク回避方策の検討
(国の事業では保険を付保しないことが前提)
- 国が事業者に対して要求する業務水準(「要求水準」)の具体化
- 事業者提案の具体化に向けた検討(参加資格要件、SPCの設立要件、事業監視方法 等)
- VFMの精査